

記者発表資料

令和7年11月21日

四国地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業者名	住所
①	新明和工業(株)	兵庫県宝塚市新明和町1-1
②	極東開発工業(株)	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号

2. 指名停止措置期間

令和7年11月21日 から 令和8年1月20日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、令和7年9月24日、特定特装車製品の販売価格を引き上げること及び特定特装車製品のうち塵芥車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることについて2社間で合意した行為を、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、①の者については、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者として公表を行い、②の者においては排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

5. 指名停止措置理由

上記の事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第2第5号及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「措置要領」別表第2第5号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先（○主な担当）

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士